

公益財団法人高松市スポーツ協会  
高松市スポーツ少年団役員候補者選考要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人高松市スポーツ協会高松市スポーツ少年団(以下「スポ少」という。)の役員候補者の選考に関する事項は、高松市スポーツ少年団設置規程(平成31年協会規程第1号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委員会の設置)

第2条 スポ少本部長(以下「本部長」という。)は、スポ少の役員候補者を選考するため、役員候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、規程第7条第1項第1号に規定する本部長の候補者を選考する。

(委員会の運営)

第4条 委員会の運営については、競技スポーツ専門部役員候補者選考要領(令和6年協会要領第13号)に準ずるものとする。

(委任)

第5条 この要領の施行について必要な事項は、本部長が定める

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月10日から施行する。